



発行 東京都

目次

83

規則

○東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）

規則

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一十一号

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則（平成十一年東京都規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「東京都政策会議等」を「都庁マネジメント本部等」に改める。

目次中「第二章 政策会議」を「第二章 都庁マネジメント本部」に改める。

第一条中「東京都の行財政の最高方針、重要な施策等を審議策定する政策会議等」を「都庁マネジメント本部及び庁議」に改める。

第二条第一項中「前条の目的を達成するため、」を削り、「政策会議及び」を「都庁マネジメント本部及び」に、「政策会議等」を「都庁マネジメント本部等」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「政策会議等」を「都庁マネジメント本部等」に改め、

同項第一号中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に、「施策等」を「施策及び課題等」について、情報の共有を図り、」に改め、同項第二号中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に、「都政の重要な課題等について」を「全庁的な事案等について、情報の共有を図り、」に改める。

「第二章 政策会議」を「第二章 都庁マネジメント本部」に改める。

第四条第一項中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に改め、同条第二項中「知事」を「前項の規定にかかわらず、知事」に改める。

第五条中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都政運営上重要な課題

第六条中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に改める。

第七条中「政策会議は、」を「都庁マネジメント本部は、原則として」に改め、同条ただし書を削る。

第九条及び第十条中「政策会議」を「都庁マネジメント本部」に改める。

第十二条、第十三条（見出しを含む。）及び第十四条中「政策会議等」を「都庁マネジメント本部等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001